

## 5 法人が解散する場合の届出等

### (1) 解散

特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散します。（法第31条第1項）

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続開始の決定
- ⑦ 法第43条の規定による設立の認証の取消し

③の事由により解散しようとする法人は、所轄庁の認定を受けなければなりません。（法第31条第2項、第3項、条例第14条）

法人が解散したとき（破産の場合を除く）は、理事が清算人になります。ただし、定款に定めがあるとき、又は総会で他の者を選任したときは、その定め又は選任による者が清算人となります。（法第31条の5）。

清算人は、法人が解散したとき（③及び⑤の事由による解散を除く。）は、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません。（法第31条第4項、条例第15条第1項）

#### 【①、②、④、⑥の場合の解散届】

| 提出書類 |                                                                              | 提出部数 | 掲載頁 |
|------|------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| 届出書  | 解散届出書（別記第7号様式）                                                               | 1部   | 66  |
| 記載事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・解散の理由</li> <li>・残余財産の処分方法</li> </ul> |      |     |
| 添付書類 | 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書                                                   | 1部   | —   |

※ ⑤の事由による解散の手続きは、「合併する場合の届出等」（71頁）を参照

#### 【③の場合の認定申請】

| 提出書類 |                                                                                              | 提出部数 | 掲載頁 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| 申請書  | 解散認定申請書（別記第6号様式）                                                                             | 1部   | 67  |
| 記載事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯</li> <li>・残余財産の処分方法</li> </ul> |      |     |
| 添付書類 | 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面※                                                            | 1部   | —   |

※ 事業の成功の不能の事由を証する書面とは、成功の不能を確認した理事会の議事録その他の書面

## (2) 清算

清算人の職務は、次のとおりです。（法第31条の9）

- ①現務の結了
- ②債権の取立て及び債務の弁済
- ③残余財産の引渡し

清算中に就任した清算人がある場合は、所轄庁に届け出なければなりません。（法第31条の8、条例第15条第2項）

| 提出書類（清算中に就任した清算人の届出） |                                 | 提出部数 | 掲載頁 |
|----------------------|---------------------------------|------|-----|
| 届出書                  | 清算人就任届出書（別記第8号様式）               | 1部   | 68  |
| 記載事項                 | ・清算人の氏名及び住所又は居所<br>・清算人が就任した年月日 |      |     |
| 添付書類                 | 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書        | 1部   | —   |

清算人は、解散した後、遅滞なく、官報掲載による公告をもって、債権者に対し一定の期間（2ヶ月間を下回ることはできない）内に債権の申出をすべき旨の催告をしなければなりません。

また、債権者として把握されている者に対しては、個別に催告しなければなりません。（法第31条の10）

## (3) 残余財産譲渡の認証申請

定款に残余財産の帰属先に関する規定がない場合は、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することになります。（法第32条第2項、条例第16条）

上記により処分されない財産は、国庫に帰属することになります。（法第32条第3項）

| 提出書類 |                             | 提出部数 | 掲載頁 |
|------|-----------------------------|------|-----|
| 申請書  | 残余財産譲渡認証申請書（別記第9号様式）        | 1部   | 69  |
| 記載事項 | ・譲渡すべき残余財産<br>・残余財産の譲渡を受ける者 |      |     |

## (4) 清算結了の届出及び残余財産の帰属

解散に係る清算が結了した場合、清算人は、所轄庁へ清算結了届出書を提出しなければなりません。（法第32条の3、条例第17条）

解散した法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、所轄庁への清算結了の届出の時に、定款で定める帰属先に帰属します。（法第32条第1項）

| 提出書類 |                         | 提出部数 | 掲載頁 |
|------|-------------------------|------|-----|
| 届出書  | 清算結了届出書（別記第10号様式）       | 1部   | 70  |
| 添付書類 | 清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書 | 1部   | —   |

別記第7号様式（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

電 話 番 号

解 散 届 出 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第①号に掲げる事由により次のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

(備考)

- 1 ①の部分には、解散事由の区分に応じ、「1」「2」「4」又は「6」を記入すること。
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

（日本産業規格 A4）

別記第6号様式（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電 話 番 号

解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により次のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

(備考)

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること

(日本産業規格 A4)

別記第8号様式（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

電 話 番 号

清 算 人 就 任 届 出 書

次のとおり（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所又は居所

2 清算人が就任した年月日

（備考）

当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

（日本産業規格 A4）

別記第9号様式（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

電 話 番 号

残 余 財 産 譲 渡 認 証 申 請 書

次のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 譲渡すべき残余財産

2 残余財産の譲渡を受ける者

(備考)

2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

(日本産業規格 A4)

別記第 10 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

電 話 番 号

清 算 結 了 届 出 書

（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 32 条の 3 の規定により、届け出ます。

（備考）

清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

（日本産業規格 A 4）